

短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービス 重要事項説明書

様に対する短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービスを提供するにあたり、神奈川県・居宅通知第1、居宅通知第2の2の居宅条例及び予防条例条項に基づき特養鎌倉静養館が説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1 事業者及びご利用施設

法人の名称	社会福祉法人 鎌倉静養館	施設の名称	特養鎌倉静養館
所在地	〒248-0014 鎌倉市由比ガ浜4丁目4番30号		
代表者名	理事長 西崎 猛之	管理者名	三宅 勝久
電話番号	0467-22-8021	FAX番号	0467-22-8053

2 ご利用施設であわせて実施する事業

事業種類	神奈川県知事の事業者指定		利用人員
	指定年月日	指定番号	
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	平成12年1月11日	1472100252	64人
短期入所生活介護	平成12年2月 1日	1472100252	10人
介護予防短期入所生活介護	平成18年4月 1日	1472100252	
訪問介護	平成11年9月 1日	1472100252	
介護予防訪問介護	平成18年4月 1日	1472100252	
居宅介護支援	平成11年9月 1日	1472100062	

3 特養鎌倉静養館の施設の概要

(1) 敷地及び建物

敷地	2,483.35㎡	延べ床面積	2,311.42㎡
建物構造	鉄筋コンクリート造 地下1階・地上2階(耐火構造)		

(2) 居室 ※ () 内は短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に供する部分。

種類	室数	利用者数	総面積	おひとり あたり 平均面積 9.03㎡
1人部屋	4室(1室)	4人(1人)	50.31㎡	
2人部屋	4室(1室)	8人(2人)	66.43㎡	
3人部屋	2室(1室)	6人(3人)	65.15㎡	
4人部屋	14室(1室)	56人(4人)	486.53㎡	
計	24室(4室)	74人(10人)	668.42㎡	

(3) その他の主な施設

種 類	室数	面 積	種 類	室数	面 積
食 堂	1	131.76㎡	浴 室	1	113.62㎡
機能訓練室	1	63.94㎡	医務室	1	34.29㎡

4 職員体制（主たる職員）

※介護老人福祉施設及び短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の職員と兼務します。

従業者の 種類	員数	常勤	非常勤	事業者の 指定基準	保有資格
管理者 (施設長)	1	1		1	介護福祉士
生活相談員	1	1		1以上	介護福祉士
介護職員	常時変動はあるものの 指定基準は満たしています			利用者／職員 3：1	介護福祉士 介護職員初任者研修
看護職員	4	4	3		看護師
医 師	1		1	1以上	医 師
管理栄養士	1	1		1以上	管理栄養士

5 短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービスの内容

個々の援助計画（別紙）に基づき、介護サービスを実施します。

6 苦情等申立先

特養鎌倉静養館 苦情対応窓口	苦情解決責任者 総合施設長 柏木 聡 苦情受付担当者 施設長 三宅 勝久 連絡先 電 話 0467-22-8021 FAX 0467-22-8053 受付時間 午前8時30分～午後5時30分
第三者委員	当法人 評議員 岩澤 勝昭（いわさわ かつあき） 当法人 監事 脊山 静子（せやま しずこ） 連絡先 電 話 0467-24-4206 受付時間 午前8時30分～午後5時30分

7 公的機関苦情窓口 次のところにも苦情申し出ができます。

保険者 (鎌倉市)	相談担当者 鎌倉市健康福祉部介護保険課 電 話 0467-23-3000 FAX 0467-23-8700 利用時間 9：00～17：00（土・日・祝祭日を除く）
保険者 (逗子市)	相談担当者 逗子市高齢介護課介護保険係 電話番号 046-873-1111 FAX 046-873-4520 利用時間 9：00～17：00（土・日・祝祭日を除く）
神奈川県国民健康 保険団体連合会 (国保連)	電 話 045-329-3447 利用時間 8：30～17：15（土・日・祝祭日を除く）

9 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特養鎌倉静養館消防計画」に拠って対応します。
近隣との関係	国家公務員保養所「鎌倉わかみや」と連携し、非常時の相互の応援を約束しています。
平常時の訓練	別途定める「特養鎌倉静養館消防計画」に則り、入所者を対象として、年2回、夜間及び昼間を想定した各種訓練を行います。短期入所・介護予防短期入所生活介護をご利用の方もご参加ください。

	設備名称	個数等	設備名称	個数等
防 災 設 備	スプリンクラー	あり	防火扉等	6箇所
	避難階段	3箇所	屋内消火栓	4箇所
	自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	20箇所	漏電火災報知機	あり
	ガス漏れ報知機	あり	非常電源	あり
	カーテン、布団等は耐火性のあるものを使用しています。			
	消防署への届出日：平成元年4月1日			
	防火管理者：三宅 勝久			

10 ご利用料金について

(1) 短期入所・介護予防短期入所生活介護サービス利用料・居住費・食費（一日当たり）
別紙の通りです。

(2) 理髪・美容サービス

◎ 月一回 定期的に、訪問理容・美容の業者によるヘアカットを実施しています。ご希望の方は、日程についてお問い合わせのうえ、ご予約の際にお申し込み下さい。価格は実費です。

(3) クラブ活動・教養娯楽活動

◎ 当施設では、次のようなクラブ・教養娯楽活動を行っております。

- *カラオケクラブ（毎週木曜日） *詩吟の会（月に1回）
- *俳句の会（毎月第3金曜日） *喫茶コーナー（毎週水曜日）
- *書道教室（毎月第1・第4金曜日） *音楽療法（毎週水曜日）

(4) レクリエーション・行事

◎ 季節の行事に関しては、次のとおりです。

（施設外行事については実費を頂く場合があります）

- *お花見 *秋祭り *敬老会 *クリスマス会 *新年行事 *節分

11 当施設ご利用の際にご留意いただく事項

来訪及び面会	午前9時から午後7時までの間にお願い致します。 （夜7時以降の面会を希望される場合は、事前にご連絡下さい）
医療機関の受診	付き添いは、ご家族の方にお願いいたします。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備・器具は、本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただく事があります。
喫煙・飲酒	喫煙は、必ず喫煙所をお願いいたします。

	飲酒は、ご利用者の嗜好によりお飲み下さい。
迷惑行為等	騒音等、他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。又、無断で他の利用者の居室に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	貴重品は事務室にてお預かりします。その他の物は、各自で管理していただきます。 所持品には、氏名がはっきりわかるように記入しておいてください。
現金等の管理	現金等の管理はいたしておりません
宗教・政治活動	施設内で、他の利用者に対する宗教活動及び政治活動は、ご遠慮ください。
動物の飼育	施設内への動物（ペット）の持ち込み及び飼育はお断りします。

私は、本書面に基づいて、
指定短期入所生活介護サービス事業者・指定介護予防短期入所生活介護サービス事業者

(氏名) から、上記重要事項の説明に同意し、交付を受けました。

年 月 日

利用者 住所

氏名 ⑩

上記代理人 住所

氏名 ⑩

(利用者本人との関係)

立会人 住所

氏名 ⑩

(利用者本人との関係)

特養鎌倉静養館

短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービス

重要事項説明書 別紙

介護サービス費単位数・負担金

令和8年6月～

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
併設型短期入所生活介護費 (Ⅰ・Ⅱ)	451	561	603	672	745	815	884
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18	18	18	18	18	18	18
夜勤職員配置加算(Ⅰ)口	0	0	13	13	13	13	13
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)口	83	102	112	124	137	149	161
合計単位数(一日あたり:単位)	552	681	746	827	913	995	1076
一割負担金(一日あたり:円)	598	738	808	896	989	1,078	1,166
二割負担金(一日あたり:円)	1,196	1,475	1,616	1,792	1,978	2,155	2,331
三割負担金(一日あたり:円)	1,794	2,213	2,424	2,687	2,967	3,233	3,496

一日あたりの合計単位数×地域単価(10.83)×負担割合＝負担金

- ・ 送迎加算 …片道184単位
- ・ 緊急短期入所受入加算 …14日間を限度に一日90単位
- ・ 若年性認知症受入加算 …一日120単位
- ・ 長期利用者提供減算 …一日-30単位

令和8年8月～

食費・居住費(一日当たり:円)	食費				居住費	
	朝食	昼食	夕食	負担限度額	多床室	従来型個室
第一段階	300	700	550	300	0	380
第二段階	300	700	550	600	430	480
第三段階①	300	700	550	1030	430	880
第三段階②	300	700	550	1360	530	980
第四段階	360	800	640	1800	915	1300

※ おせち・お寿司・バイキング等の行事食、および刺身等の提供時は、特別食材費として上記金額を超えた分の実費をいただきます。